

Q 元夫 養育費の話し合いに応じない

私は2人の子供と暮らすシングルマザーです。元夫とは離婚前に養育費について取り決めをしていませんでした。離婚後に養育費を払ってほしいと求めましたが、話し合いに応じてくれません。どうすればよいのでしょうか。

法律 相談室

家庭裁判所に養育費請求調停を申し立てる方法があります。調停手続きでは、裁判官と調停委員で構成される調停委員会が当事者の事情を交互に聞いて話し合いを進め、合意を目指します。合意に至らず不成立になった場合には審判手続きに移行し、裁判官が双方の収入や支出などの事情

家裁で調停申し立てを

を考慮し、養育費の支払い義務や金額について結論を出します。

調停や審判では、改定標準算定方式・算定表（令和元年版）を用いた養育費の算定が定着しています。算定表は双方の年収に応じて標準的な養育費が示される表で、裁判所のホームページにも掲載され

ています。

もっとも調停は話し合いの場合なので、調停で合意ができれば必ずしも算定表を用いる必要はありません。多くのケースでは算定表を用いた養育費の算出が行われていますが、子供が私立学校に通っていて学費が高額である場合や、子供の持病で高額な治療

費がかかる場合など、算定表では考慮されていない特別な費用がかかることがあります。

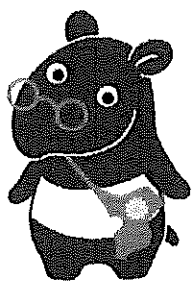
その場合、算定表で導かれる標準的な額を超えて支払う義務が認められることもあり、個別的事情を申し出たり、資料を提出したりしたほうが良いでしょう。

そのほか、きょうだいの監護権が父母で分かれている場合や子供が4人以上の場合など、算定表に記載がないケースもあり、専門家でなければ判断が難しいことも少なくありません。

養育費の問題に直面した際には、弁護士などの専門家に相談することをお勧めしま

す。

（回答＝永治衣理弁護士）



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律上的お悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。